

「指定就労継続支援 A 型における適正な事業運営に向けた指導について」(障障発 0908 第 1 号)等についての全 A ネットの見解

平成 27 年 10 月 日

全 A ネット

今回の通知は、平成 27 年 9 月 8 日付で厚労省から各都道府県及び指定都市の福祉主管部宛に、監査時における留意事項等の指導のため発令されたものです。

各都道府県の監査については、サービス報酬から賃金に充当してはならないとする件に関する監査項目がないなど、少なからず問題と考えていました。また平成 27 年度の報酬改定の短時間利用減算、暫定支給決定と特別求職者開発助成金の関係についてなど、一部会員より全 A ネットはどのように考えているのかとの問い合わせもありました。さらに一部の団体が厚労省に、「悪しき A 型」に関して断固なる対応を求め、特定求職者雇用開発助成金は助成金の趣旨より福祉事業が受給するのは不可であるとの申し入れがありました。今回ホームページの開設と合わせ、これらの事柄に対して全 A ネットとしての見解を表明することにしました。

A 型事業は、労働契約を締結し労働者としての身分保障をすることが前提であり、その労働生活は働き甲斐のある充実したものでなければならないと考えています。同時に A 型事業の難しさは福祉事業であることです。本来、サービスの受益者である障害当事者の意向が最優先されるべきです。設立趣旨にもありますが、一般就労の難しい方が非雇用の場ではなく、労働者として誇りをもって働いてもらうためのサービスと考えています。したがって今回の通知は、基本的には以前からの決め事の確認と認識しています。もっとも、今さら…との感もありますが。

一方、会員におかれましては、公金が投入されている福祉サービスであり、説明責任があること、また障害者に雇用の場を提供しているというプライドは尊いことを胸に、この重要な事業に取り組んでいただきたいと考えています。以下個別事項に言及します。なお項目によっては今後、行政に要望してゆきたいと考えています。

1. 短時間利用減算について

- 事業所全体での一律短時間であることは、監査で指摘されるまでもなく、全 A ネットの趣旨に反すると考えます。
- 一方、精神障害者を中心の短時間利用が必要な方がおられます。頻回なモニタリングと期間限定を条件に、減算の対象から外す。あるいは緩やかな減算が適当と考えます。
- 本来、短時間利用なのかフルタイムなのか、週数日なのか週 5 日なのかは、多くの場合アセスメント、サービス利用計画などの計画相談を経て暫定支給決定されます。そして利用開始のあと、本人の状況変化で利用時間が変わる場合は、再アセスメントで変更がなされ本支給決定されます。本来、短時間利用などの働く形態についても、相談支援事業所が関係した計画相談で決まるものと考えます。

2. 暫定支給決定について

- 今通知の説明文に「一定期間の訓練を行うサービスであることを踏まえ、就労継続支援 A 型の利用が適切か否かの客観的な判断を行うため、原則として、暫定支給決定を行う」とあります。また介護給付費等に係る支給決定事務等について(事務処理要領)最終改正平成 25 年 4 月 1 日で訓練等給付にかかわる暫定支給決定について「当該事業が支給申請に係る障害者に適したものかどうかをあらかじめ評価(アセスメント)するための期間(暫定支給決定)に係る支給決定である…」 さらに障障発 0928 第 1 号「就労移行支援事業、就労継続支援事業(A

型、B型)における留意事項について」のハローワークに求人申込する場合の留意事項で、「暫定支給決定を行わない場合においては、アセスメントを実施することについて、利用希望者の居住する全ての市町村から了解を得る必要がある…」とあります。

- あくまで原則であり、個別に暫定支給決定が必要ないケースについては申請をもって判断をする自治体がありました。これについては総合支援法の本来の趣旨に合致すると考えています。しかし今回の通知で方針を変更するところが出てきました。自治体の裁量であったものが、多くの自治体がそうであったように、すべての自治体が一律に暫定支給とされることが予想されます。
- 暫定支給決定に至る経過について、本来正式な手続きを経る時間がない場合などに暫定的に支給するものだと認識しています。たとえば一般就労をしていたが体力的にきつくなりA型を希望される場合、あるいはA型から一般就労をしたが、何らかの理由により以前利用していたA型に戻る場合などは、暫定支給決定は必要ないように思います。また自治体によっては、アセスメント→サービス等利用計画→暫定支給決定をされているところが多いと聞きます。以上の手続きを経て、かなりの判断情報がある場合、最初から本支給でも問題ないケースも多いように思います。
- A型は労働契約を締結する制度です。しかし上記暫定支給の期間は職業訓練と考えれば、労働契約をせず、A型で認められている非雇用(この間は賃金でなく工賃)に該当と考え、本支給決定の段階で、労働契約をするという考えにもなります。
- 以上、この件については次々項でも触れますが、受給という不適切な問題があり、今通知となった側面もあるように思います。確かに特定求職者雇用開発助成金受給との関係が複雑にしています。しかしその対策は障害当事者を第一に考えることが大切と考えています。障害当事者の不利にならないような対応を望みます。

3. 特定求職者雇用開発助成金について

- 特定求職者雇用開発助成金は本来継続雇用が前提の助成金であり、暫定支給決定については該当しないとしています。国が説明しているように、曖昧だった対応を本来の趣旨に戻すことは正論であります。
- この助成金を福祉事業に支出することは助成金の趣旨に反するとの見解について、特定求職者雇用開発助成金は、本来障害者等のために、雇用がしやすくする制度のはずです。また雇用保険を財源にしている労働施策の一環であり、A型については労働法規が完全適用されることを考えれば問題ないと考えています。

4. 「悪しきA型」について

- ディーセントワーク、障害当事者の意向を無視した、あるいは念頭に置かないサービスは全Aネットの趣旨に反します。問題視されている当該事業者は以下のようなものと考えます。
 - ・継続的に収益の上がない簡単な、達成感のない仕事を提供し続けている
 - ・利用者の要望にかかわりなく、一律短時間雇用としている
 - ・不十分な職員配置、施設環境で経費を節約し、サービス報酬費を賃金に充当している
 - ・助成金(特開金)が切れる時期に退職に追い込む
- 上記事業所と反対の運営に努めている事業所が、「良きA型の条件」と考えています。